

入学科・授業料の免除および徴収猶予を申請する方へ

平成26年度より、「独立生計者」の認定基準を以下のとおり変更します。

入学科・前期分授業料の免除および徴収猶予の申請用紙には、変更前の基準が記載されていますので、以下のように読み替えていただくよう、お願いいたします。

なお、新基準により、新たに提出が必要な書類が出てきますので、十分ご注意ください。

<新基準>

独立生計者として認定できるのは、以下のとおりです。

学部生：社会人としての経歴を経て入学した者、または結婚して配偶者がいる者で、入学料または授業料免除・徴収猶予申請の時点で、以下①～④の条件をすべて満たしている者

大学院生：入学料または授業料免除・徴収猶予申請の時点で、以下①～④の条件をすべて満たしている者

①所得税法上及び健康保険上、父母等（配偶者を除く）の扶養親族でない者。

②本人（及び配偶者）の父母等と別居している者。

③父母等（配偶者を除く）から経済的な援助を受けていない者。

④以下（１）～（３）のいずれか一つの条件にあてはまる者。

（１）前年度に本人（配偶者を含む）に年間130万円を超える恒常的な収入があり、その収入について所得申告がなされ、所得証明書等が発行される者で、今年度も状況が変わらない者。

（２）今年度、新たに職に就いた等の事情で、本人（配偶者を含む）の収入（給与奨学金（年額）、給与収入を含めた金額）が年間130万円を超える見込みであり、その根拠となる証明書等（下記2参照）が提出できる者

※証明書等が提出できない者は、この条件に該当しないとみなす。

（３）前年度まで定職につき給与等の収入があったが、本人が本学への入学のために退職（休職）し無収入となり、就労時の預貯金によって生活をしている場合は、その預金残高が130万円を超える者。

※（１）～（３）の金額が130万円以下の場合でも、「父母およびそれに代わる扶養者（配偶者を除く）がいない」等の特殊な事情がある場合は、ご相談ください。ただし、ご両親からの仕送りがないだけでは、独立生計者とは認められません。

<提出が必要となる書類>→それぞれ、該当する個別票に添付して提出すること。

1.【全員及び④（１）に該当する者】本人及び配偶者、父母等の住民票、所得証明書、源泉徴収票または確定申告書（写）

2.【全員】本人（または配偶者）が筆頭健康保険被保険者証

3.【④（２）に該当する場合】給与支給（予定）証明書、日本学術振興会研究員採用決定通知、奨学金の受給額がわかるもの等

4.【④（３）に該当する場合】該当口座の残高証明

「独立生計者」とは

父母等を含めない世帯を持ち、一定の基準を満たしている者を「独立生計者」とする。

学生自身に配偶者や子供がいる場合、また学生が配偶者の被扶養者となっている場合でも、基準を満たしていれば「独立生計者」に該当する。

なお、「父母等」とは、学生が独立生計者になるまで扶養していた方を指す。